



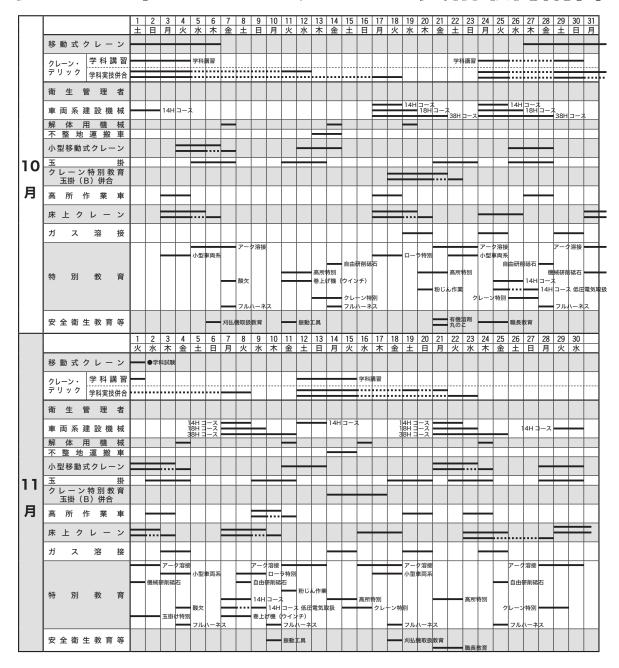


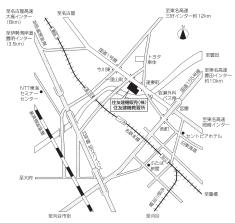
写真提供:山中 一弘 氏

もくじ

全国労働衛生週間を迎えて1	監督署だより
全国労働衛生週間説明会が開催される2	衣浦東部保健所コーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
リスクアセスメント出前講座を開催4	〈身体状況・健康診断等に関するアンケート調査結果〉
令和4年度第2回「労働トラブル防止総合講座」開催5	エッセイ労務屋の昨今
受知労働局管内死亡災害発生状況6	会員だより
受知県の全産業死亡災害7	「業務改善助成金」のご案内
労働者死傷病報告書受付状況7	愛知県最低賃金は令和4年10月1日から改正されます
無災害記録証伝達式8	お知らせ
10月は「年次有給休暇取得促進期間」8	

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習





インターネット予約を始めました

- ■下記のホームページから受講予約を入れることができます。 24HいつでもOKです。
- ■3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- ■予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

http://nagoya.sumitomokenki.co.jp

交 通 機 関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
- JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科 バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

全国労働衛生週間を迎えて

刈谷労働基準監督署長 橋本 圭一

刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進にご理解 とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年で第73回を迎える全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、国民の労働衛生意識の高揚を図り、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきているところです。

本年は、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

のスローガンのもと、10月1日から7日までの間、全国で展開されます。

業務上疾病(休業4日以上)の発生状況ですが、全労働災害の中での割合は決して高くはないものの、本年は、職場での新型コロナウイルス感染症への感染事例が、大幅に増加しています。当署管内の新型コロナウイルス感染症による業務上疾病件数は、令和3年1年間で48件でしたが、令和4年は8月末時点の速報値で150件となっており、今現在も多数の労災請求事案について調査を行っているところです。事業場の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の防止について、これまでもご尽力いただいているところですが、引き続き、職場における感染防止対策の徹底をお願いします。

本年は、労働安全衛生規則、特定化学物質障害防止規則等の改正が行われ、一部は5月31日から施行されています(大部分は令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行)。改正が行われた背景としましては、化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制となっていない物質を起因とするものが8割を占めているという現状があります。こうした状況を踏まえ、従来の特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による個別具体的措置を中心とする規制から、自律的な管理を基軸とする規制に見直しが行われたものです。化学物質等を取り扱う事業場におかれましては、施行時期を見据え、順次ご対応いただきますようお願いします。

また、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害防止措置についての省令改正(令和4年4月15日公布、令和5年4月1日施行。)も行われています。今号の「監督署だより」において解説していますので、関係事業場の皆様におかれましては適切にご対応いただきますようお願いします。

労働衛生対策については、メンタルヘルス対策、石綿によるばく露防止対策、腰痛対策、治療と仕事の両立支援、受動喫煙防止対策等取り組むべき課題が多岐にわたりますが、より働きやすい職場環境を 形成するため、各対策への一層の取組をお願いします。

なお、愛知労働局では、「安全経営」(安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士 気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法)を提唱しています。リスクアセスメントを情報整理 のツールとして、安全管理のみならず、総合的な視点による経営全体のマネジメントにお役立ていただ きますようお願いします。

最後になりますが、会員事業場の皆様の益々のご発展と、業務上疾病を含む労働災害の更なる減少を 祈念申し上げまして、全国労働衛生週間を迎えてのメッセージとさせていただきます。

全国労働衛生週間説明会が開催される

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

10月1日~7日の第73回全国労働衛生週間を迎えるにあたり、刈谷労働基準協会主催、衣浦東部保健所共催、刈谷労働基準監督署後援で、「全国労働衛生週間説明会」を準備期間中(9月1日~30日)の9月5日に碧南支部、6日に刈谷知立高浜支部、7日に安城支部とそれぞれ開催しました。

説明会では、冒頭に碧南地区では永坂支部長、刈谷高浜知立地区では石川支部長、安城地区では磯部支部長から、そのあと監督署の橋本署長からそれぞれ挨拶がありました。

実施要綱の説明では、最初に監督署の小原第二方面主任監督官より、 趣旨の概要について大まかに次の5つのポイントに分けて説明があり ました。

- 1. 長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の 推進
- 2. 新型コロナウィルス感染症拡大防止のための、各事業場の実態に 即した感染症予防対策の徹底及び継続
- 3. 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進
- 4. 化学物質による健康障害を防止するための法改正の周知、リスクアセスメントの促進
- 5. 石綿によるばく露防止対策の強化



磯部支部長



橋本署長



永坂支部長



石川支部長

- 続いて、監督署の藤下監督官より、 次の2つのポイントを重点に説明が ありました。
- 1. 新たな化学物質管理について
 - (従来) 法律に基づく、個別物質ごとに定められた措置の履行
 - (新規) 化学物質のばく露基準に基づき、自ら講じる措置を選択(18 項目の管理規制)
- 2. 歯科健康診断の報告について
 - (従来) 50名以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断結 果報告書を提出
 - (新規) 労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書 を提出

次に、サンエイ株式会社環境事業部測定分析課の安藤課長より、マスクフィットテストについて、評価方法の種類、対象保護具、測定器と結果の見方などの概要説明と実際のテストデモをして頂きました。デモでは機器の準備から被験者が行う手順、測定結果の表示までを詳



小原第二方面主任監督官

しく説明されました。

最後に、衣浦東部保健所保健師の黒田主査より、働く世代の健康に 関するアンケート調査とそれに関連した説明をしていただきました。

アンケートはその場で10項目を行い、結果は企業名を伏せて保健所のホームページに掲載される予定で、情報を市と共有し、企業支援へとつながるとの説明がありました。



藤下監督官

各事業場におかれましては、この週間を機に、経営トップ、従業員、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、

説明会は3回行われ、計131名の関係者が聴講されました。

組織的かつ積極的な取組により、従業員の心と体の健康が確保され、働きやすい快適な職場環境の改善をして、働き方改革を推進してください。

尚、当日使用した資料等は協会にありますので、必要な方は協会ま でご連絡下さい。



衣浦東部保健所 保健師 黒田主査



サンエイ(株) 安藤課長

リスクアセスメント出前講座を開催

8月29日(月)にあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにおいて「リスクアセスメント出前講座」 を当協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもとで開催しました。

出前講座開催にあたっては、当協会の会員企業だけでなく、他の企業の皆様にも広く知ってもらうために、監督署からも会員以外の企業に参加勧奨して実施しました。

当日の参加者数は会員企業が35名、会員以外の企業が8名の計43名となりました。

昨年(午前/午後の二回の実施で、92名聴講)に引き続きの開催となり、多くの方に参加して頂きました。

はじめに、刈谷労働基準監督署の橋本署長より、労働災害の発生状況と労働災害の傾向について説明がありました。そして、「リスクアセスメント推進事業場宣言制度」の積極的な利用に加え「リスクアセスメントを安全管理のみならず経営全体のマネージメントに活用してほしい」とご挨拶がありました。



橋本署長



愛知労働局労働基準部 安全課 濵田課長

次に、講座では愛知労働局労働基準部 安全課の濵田課長より講演をして頂きました。

「安全」に対する日本と欧米の考え方の違いから、"安全とは危険がないのではなくて、許容可能なリスクが含まれていることで、災害の起きない状態は指していないこと"であり、「見つけて対策する」から「調べて評価する」に変えていかなければならないこと。「調べて評価する」とは危険源と作業の関わりについて現状把握して、問題点を整理して、そして対策する。対策の考え方としては、危険源をなくす・小さくする

といった本質安全対策から、エリアカーテン設置などの工学的な機能安全対策、残ったリスクの対応と しては、肯定形の管理の対策で決めていかなければならないといった説明がありました。

最後に、リスクアセスメントも他のマネジメントシステムと構成が同じで安全も品質も追及していけば生産性に繋がり、経営に寄与するとしてリスクアセスメントの必要性を話されました。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

令和 4 年度第 2 回「労働トラブル防止総合講座」開催

名北労働基準協会



講演テーマ

「令和4年4月改正個人情報保護法施行 企業における情報通信管理の在り方とテレワーク等も考慮した社 員に対する就業管理」

令和4年度第2回『労働トラブル防止総合講座』

愛知県下各労働基準協会は令和4年度「労働トラブル防止総合 講座」を5回にわたり開催しています。講座では総括テーマを『ま

すます複雑・深刻化する新時代の労務・安全衛生管理への対応』とし、5つの労働重大課題の対策を5 人の労働専門弁護士が解説します。

さる8月30日に開催した第2回は「令和4年4月改正個人情報保護 法施行 企業における情報通信管理の在り方とテレワーク等も考慮した 社員に対する就業管理 | と題し、成田・長谷川法律事務所 パートナー 弁護士の長谷川ふき子氏が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の 労務人事・安全衛生管理者・担当者など会場受講とインターネット受講 を合わせ、約50名が受講しました。



長谷川弁護士



阿津地専務理事・事務局長

講座では、はじめに愛知県下各労働基 準協会を代表し、(一社) 名古屋南労働基準協会 阿津地専務理事・事 務局長が開会挨拶を行いました。

続いて行われた長谷川弁護士の講義では、個人情報保護法改正の経緯、 情報管理のあり方、従業員の就業管理について、豊富な資料とともに解 説がありました。その中で「仮名加工情報」と「匿名加工情報」につい て、具体例とともに丁寧な説明が行われました。

次回は、令和 4 年 10 月 28 日に宮澤俊夫法律事務所所長 宮澤俊夫弁護士が「LGBTQ(性的少数者) への対応を含む 企業における性別把握と適正な労務・安全衛生管理」と題し解説します。

会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。受講料は1回会員6310円、一般8350円。本講座は、 インターネット受講に対応しており、開催終了分の視聴も可能ですのでお問い合わせください。詳しく は、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは、名北労働基準協会 総合受付(☎052-961-1666)まで。

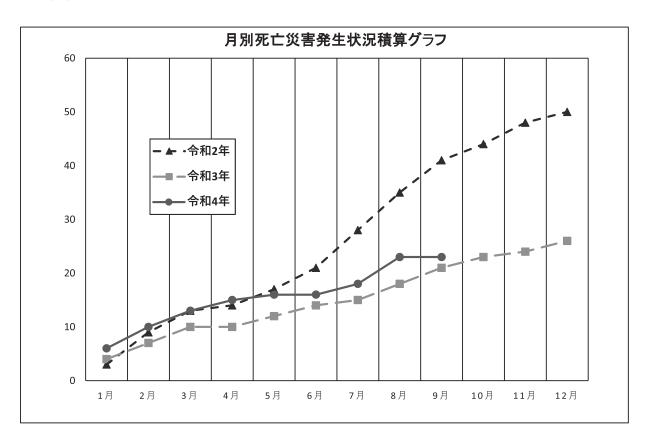


愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和4年9月12日現在の速報値)

愛知労働局

業種	年 別	令和4年(速報値)	令和3年同期(速報値)	令和3年確定値
製	造業	4 (1)	9	12 (1)
	食料品製造業	:	1	1
	化 学 工 業		1	1
2	鉄鋼・非鉄金属	1 (1)	2	2
3	金 属 製 品	2		1 (1)
-	一般・電気・輸送用	1	2	4
	その他		3	3
建	設 業	8	3	5
-	土 木 工 事 業	3		
7	建築工事業	4	3	5
	その他	1		
陸 上 貨	物 運 送 事 業	4		1 (1)
商	業		2 (2)	2 (2)
1	卸売業			
,	小 売 業		2 (2)	2 (2)
	その他			
清掃・	と 畜 業			
上 記 以	外の事業	7 (3)	3 (1)	6 (1)
合	計	23 (4)	17 (3)	26 (5)

^{※ ()} 内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

(令和4年9月12日現在)

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業種	労働者数	被災者職 名	年令	経験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R4.8.15. 15:00	道路貨物運送業	9名以下	運転者	60 代	20 年	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック	コンクリートミキサー車の回転ドラム内で、ドラムに付着したコンクリート片のはつり作業に単独で従事していた被災者が、はつり箇所を調整するため有線式リモートコントローラーでドラムを回転させたところ、スクリュー刃に巻き込まれた。
R4.8.16. 13:39	鉄鋼業	100~299名	作業者· 技能者	40 代	28 年	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	普通貨物車で客先に向かう道中、車両がガードロープ等に衝突したもの。同乗した4名のうち1名が死亡。
R4.8.18. 13:25	土木 工事業	30~49名	その他の作業者	40 代	20 年	はさまれ・ 巻き込まれ	コンベア	15 時頃、コンベアの下部のローラーに巻き込まれた状態の被災者が発見された。 災害発生時、被災者は一人で施設の清掃・点検を行っていた。
R4.8.22. 10:00	道路旅客 運送業	50~99 名	バス 運転手	50 代	10 年	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	名古屋高速 11 号を走行中のバスが出口付近の 分離帯に衝突して横転し、炎上したもの。
R4.8.27. 9:20	接客娯楽業	9名以下	現場施設管理人	70 代	1 年	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の一般動力機械	被災者は一人で搭乗式芝刈機の刃部の水洗い作業を行うため、当該芝刈機のエンジンをかけたところ、当該芝刈機が動き出した弾みで転倒し、そのまま当該芝刈機に轢かれた。その後、倒れた被災者の頸部に当該芝刈機が乗り上げた状態で発見された。

令和 4 年発生 労働者死傷病報告書受付状況(令和 4 年 8 月末日現在)

刈谷労働基準監督署

		_																			
		今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数					今月	件数	累	計	前年	同期	対前年	増減数
		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡					休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造	業計	18		114		135		-21		建	設	業	計	3		23		16		+7	
食	料品	1		15		27		-12		Е	Ŀ.		木			5		4		+1	
繊	維					1		-1		廷	ŧ		築	1		12		9		+3	
木材	・木製品	ı		2		1		+1		Ž	-	の	他	2		6		3		+3	
製紙	・印刷	1		3				+3		交	通 ·	運	輸業	8		37		44		-7	
化	学	1		11		3		+8		陸	上	貨物	勿業					3		-3	
窯業	・土石	2		4		6		-2		港	湾	荷名	2 業								
鉄鋼	・非鉄	1		8		8				商			業	9		31		41		-10	
金属	勇製 品	5		22		27		-5		接	客·	娯	楽業			14		17		-3	
一般	安機 械	2		13		4		+9		清		掃	業	4		22		10		+12	
電気	1、機 械	2		2		3		-1													
輸送	用機械	3		27		47		-20		そ		の	他	33		201	(1)	72		+129	+1
その	他製造			7		8		-1		合			計	75		442	(1)	338		+104	+1

※本統計は令和4年8月末までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。 ※ () 内は死亡者数で内数で表しております。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

去る令和4年5月25日(水に第一種無災害記録を達成されました、エヌティーテクノ株式会社様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証*を伝達しました。

記録証を受けられました事業場におかれまして は、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展 開され、さらに上位の無災害記録を目指していた だきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

エヌティーテクノ株式会社 (自動車部分品・付属品製造業) 第一種無災害記録「390 万」時間達成



記録証を受けられた代表取締役 社長 内藤 様 (写真右)

10月は「年次有給休暇取得促進期間」

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情



https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/etc.html

に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(※2)の導入が効果的です。

詳しくは、愛知働き方改革推進支援センター(電話 0120-006-802)、または、愛知労働局雇用環境・ 均等部 指導課(電話 052-857-0312)にお問い合わせください。

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、 計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の 取得が可能となります。

監督署だより

【労働安全衛生法に基づく省令改正について】 危険有害な作業を行う事業者には、労働者以外の人に対しても 健康障害防止のための一定の措置が義務付けられます。

(令和5年4月1日施行)

刈谷労働基準監督署

1 改正の契機と趣旨

本改正は、令和3年5月17日の「建設アスベスト訴訟」最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定による健康障害防止措置の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶとの判断が下されたことから、同条に基づく11省令(※1)の規定を改めることとしたものです。

この改正により、危険有害な作業を行う事業者には、その一部を請け負わせる請負人(一人親方、下請業者)や、同じ作業場所にいる労働者以外の人(他の作業を行っている他社の労働者、警備員など)に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが義務付けられます。

※1 労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害 予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、粉じん障害防止規則、 石綿障害予防規則及び東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等 に係る電離放射線障害防止規則。

●請負人に対して

- ①局所排気装置等の設備を稼働させる(または設備の使用を許可する)等の配慮
- ②作業方法の周知
- ③保護具を使用する必要がある旨の周知

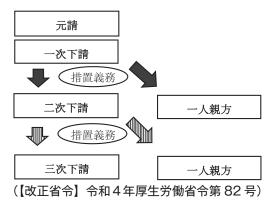
●同じ作業場所にいる労働者以外の人に対して

- ①保護具を使用する必要がある旨の周知
- ②関係者以外の立入り・飲食・喫煙禁止の措置
- ③事故発生時の退避の措置
- ④化学物質の有害性等の掲示(※2)
- (※) 有害性の掲示については、対象物質が拡大され、従来、自社労働者にも義務がなかった<u>安衛則(ダイオキシン類関係)、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則</u>に係る作業場所も掲示が必要になります。

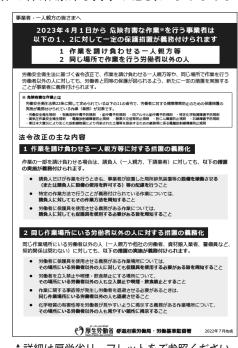
○請負契約が重層となっている場合の措置義務者

改正省令による事業者の措置義務は、請負契約の相手方に対 するものです。

よって、例えば、一次下請の場合は、二次下請や、直接契約する一人親方に措置義務を負うことになります。二次下請以下の場合も同様です。



†詳細は厚労省リーフレットをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/ 11300000/000930498.pdf



衣浦東部保健所コーナー

■■ 今月は刈谷市よりお知らせ ■■ (健康推進課 Tel 0566-23-8877)

かりや健康マイレージに挑戦しよう!

ポイントをためて、職場・家族みんなで健康になろう♪

『健康』と『まいか(優待カード)』、『豪華賞品』を手に入れるチャンスです! 参加対象は、18歳以上の刈谷市在住・在勤・在学の方です。



【参加方法は2通り】

- チャレンジシート
- ② アプリ「あいち健康プラス」



刈谷市 HP かりや健康マイレージ

かりや健康マイレ 協賛企業を募集中!



詳細は、刈谷市ホームページで!

事業所向けの出張型健康講座を実施しています!



刈谷市内で働く人に向け、講師が直接出向き、講座を実施します。従業員の皆 様の健康づくりにぜひお役立てください。

対象: 刈谷市内の事業所

内容:「こころの健康」「栄養・食生活」等に関するテーマがあります。

申込:利用希望日の2か月前までにお申込みください。

詳細は、刈谷市健康推進課(Tel 0566-23-8877)まで。

費用は

無料です

かりや健康づくりチャレンジ宣言表彰式を開催しました

従業員とその家族の健康づくりを積極的に進める「かりや健康づくりチャレンジ宣言事業所」。

今年度で4度目となる表彰式を協会けんぽと合同で 6月30日に開催し、令和3年度において優秀な 取組をした34事業所へ表彰状を授与しました。 市 HP では、最高得点を獲得したサンエイ(株)の 取組みも紹介しています。



一受賞事業所一

サンエイ(株)、(株)CNK、フジキュー整備(株)、中央プランテック(株)、三京アムコ(株)、(株) 梶川土木コンサル タント、シミズ工業(株)、(福)刈谷市社会福祉協議会、(株)豊電子工業、(株)ちあい、(株)小垣江鉄工所、明治安田 生命保険(相)、(株)近藤組、東海岡谷機材(株)、フォーミックス(株)、小林クリエイト(株)、(株)神和工業所、刈 谷交通(株)、鈴置印刷(株)、(株)アウテック松坂、(株)刈谷ケアサービスさくら、ナヤサポ(株)、(株)山田製作 所、アイシン開発(株)、三基工業(株)、ナカバヤシ自動車工業(株)、関興業(株)

〈身体状況・健康診断等に関するアンケート調査結果〉

10月1日から全国労働衛生週間が始まりました。事業場では労働衛生・健康管理スタッフの皆様が中心となって、週間にあわせた各種活動が行われていると思います。事業場における労働衛生課題は、従来の職業性疾病防止を中心とする枠組みを超えて、健康確保、健康増進などを図ると言う方向に向かっています。「健康経営」が話題となるなど、働く方々の「健康」は企業経営にとって大きな課題となっています。健康は企業経営の重要な資源と言う観点から、これを確保・増資するために、積極的に企業として関与する流れにあります。

一方、労働安全衛生法等は、労働衛生の3管理(「作業環境管理」・「作業管理」・「健康管理」)を中心に、作業職場の環境管理・改善、有害物・作業方法の管理・改善、さらには健康診断・事後措置、メンタルヘルス対策、健康教育、治療と生活の両立を求め、労働者の健康管理・保持増進・働きやすい環境等の確保を図っています。

これらを踏まえて、各労働基準協会は、所轄労働基準監督署等と綿密な連携を保ちながら、労働衛生の観点から働く方々の「健康」について各種啓発活動を進めています。

今般、愛知県の半分以上の地域を占め、自動車産業などの中心地となっている三河地域の5労働基準協会(豊橋、豊田、刈谷、西尾、岡崎)が協同して、働く方々の身体状況や健康診断等に関する状況を働く方々にアンケート調査しました。

その結果概要についてまとめました。労働衛生週間活動等において、労働衛生・健康管理スタッフの 皆様が、自らの事業場との比較する際の資料にでも利用していただければ調査を行った者としては、幸 いです。

お忙しい中、調査にご協力いただいた皆様には深くお礼申し上げます。

なお、詳細な精査・分析・検討等は継続しており、別途研究報告等をする予定です。

〈方法・対象〉

2022年5月中旬~8月初旬の3ヶ月間に5協会で開催された各種講習等の受講者(約1,750名)に、アンケート(自記式調査)紙を配布し、身体状況や健康診断等の状況について回答(約1,400名)を得ました。

講習時間に影響なく、アンケート記入時間が確保等できる講習で配布しました。またアンケートは任意・無記名とした上、個人名・企業名等を特定する質問等を含まない内容で実施しました。

アンケート調査にご回答いただいた受講者等の皆様には深く感謝申し上げます。

その結果は次のとおりです。 (文中等の%は小数点以下四捨五入)

○回答者概要

回答者約1,400名(回答率80%)。男性95%、年齢は29歳以下20%、30~49歳57%、50歳以上22%、所属企業規模49名以下20%、50名~999名42%、1000名以上37%、製造業74%、一般職員(管理職等ではない)65%、現場系職員(事務系でない)68%です。

調査対象は製造業の現場男性職員が中心で、愛知県の半分とは言え、地域を限定していること、現に 健康に(支障なく)働いている方で、講習・セミナーなどに事業場から選ばれて受講している方々とな ります。そのため調査結果を、直ちに一般化して解釈できるものではないということをご了解ください。

〈結果概略〉

質 問 事 項 (抜粋)	
直近の健康診断での所見の有無について教えて下さい。	所見(指摘)あったと回答した方の割合 26% (世代別:29歳以下10%、30~49歳25%、50歳以上42%)
現在、医療機関等への通院の有無について教えて下さい。	通院していると回答した方の割合 23% (世代別:29歳以下 9%、30~49歳 18%、50歳以上 46%)
通院していない方の理由(健康、時間がない等から選択)	通院していない理由を「時間がない」とした方の割合 5% (世代別:29歳以下 4%、30~49歳5%、50歳以上5%)
喫煙習慣(加熱式を含む)はありますか	喫煙習慣がある(喫煙)とした方の割合 36% (世代別: 29歳未満 29%、30~49歳 39%、50歳以上 35%) (職位別: 役員等 36%、管理職 40%、一般職員 34%)
○最近1週間を通して、以下の体の問題について、どの利	- 星度悩まされていますか?(注)
背中、または腰の痛み	かなり 又は とても悩まされている方の割合 11%
疲れている、元気が出ない	かなり 又は とても悩まされている方の割合 9%
睡眠に支障がある	かなり 又は とても悩まされている方の割合 6%

注)SSS-8の調査項目を使用しています。SSS-8は、8項目の身体状況の悩まされている程度を5段階(せんぜん、わずかに、少し、かなり、とても)で尋ねるものです。本来8項目総計で評価し、項目単独で評価するものではありません。今回は参考としてその一部を抽出したものです。

〈概要まとめ〉

健康診断での所見について、働かれる方々の内、所見(有所見)があったと認識している方は、26%でした。愛知労働局や厚生労働省の発表[®]をみると、定期健康診断での有所見率は55%を超えています。一方、国民生活基礎調査(令和元年)[®]の病気やけが等で自覚症状のある者(有訴者)は、30%(男性27%、女性33%)となっています。

今回の調査結果(有所見者割合 26%)との乖離をどう捉えるかは議論があると思います。調査対象者に健康な方が多かったとの解釈が素直かも知れません。一方で、既に何らかの自覚症状がある方(有訴者)は、健康診断結果にも注意を払っており、それらの方々には「所見があった」と伝わっていても、自覚症状のない方々には、定期健康診断等の結果が十分に伝わっていない、との解釈も可能です。

自覚症状のない方等には、定期健康診断結果の重要な情報(「有所見」)が十分に伝わっていない可能性があるとすると、法律の定める健康診断後の事後措置以前に、健康診断結果が正確に伝わる工夫(健康教育等)の必要があるとも考えられます。

また、医療機関等に通院している方は23%でした。現に就労している方々の調査ですから、国民生活基礎調査での通院者率(40%)より低くなっています。しかし、今仕事をしている方々の23%が通院している現実は、通院時間や通院機会の確保の点から、治療と仕事の両立支援が事業場において身近な課題と考えられます。さらに医療機関等へ通院していない方の多くは、その理由を「必要ない(健康である)」と回答していますが、5%の方は「時間がない」ことを理由にしていました。さらに身体状況について、「背中、または腰の痛み」、「疲れている、または元気が出ない」(疲労感)、「睡眠に支障がある」等に悩んでいらっしゃる方々(不調を感じていらっしゃる方々)が相当数いることが分かりました。これらの方々が気兼ねなく通院できる就労環境の整備も治療と仕事の両立支援の重要な課題です。

今回の調査では喫煙率は36%に及んでおり、国民生活基礎調査(男性29%)や国民健康・栄養調査報告³(男性27%)の数字を上回っていました。年齢の影響が大きいと思いますが、職位別で見ると一般職員より管理職の方の喫煙率が高い状況でした。受動喫煙対策や健康経営を考える際、管理職等を含む喫煙者の行動変容を促す指導が事業場の大きな課題であることが予想されます。

今後とも事業場においては、禁煙指導は当然として、積極的な健康教育を含む幅広い健康増進活動を 実施していただき、かつ働く方々が不調を感じた時には、気兼ねなく受診できる時間等を確保できる就 労環境等を検討いただく必要があると思います。

また働く方々には、自己保全義務があることを踏まえて、健康診断結果等から自らの健康状態を適確に認識し、必要に応じて早めの医療受診等を心がけ、適度の運動・バランスのとれた食事摂取等により、心身の健康を保つ努力を継続していただくことが重要と考えます。

各労働基準協会は、今後とも労働基準監督署等の関係行政機関と綿密な連携の下、会員企業皆様の安心・安全・健康、そして笑顔のため、講習会・説明会等を中心とした各種活動を実施していきます。

最後に、第73回全国労働衛生週間(10月1日~7日)が、「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンに開催しているのに合わせ、各事業場での労働衛生週間活動に今回のアンケート結果が少しでもお役に立てればと思います。

参考

- ①労働衛生週間要綱: https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/001222182.pdf
- ②国民生活基礎調査 (令和元年): https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html
- ③国民健康・栄養調査(令和元年): https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/eiyou/rl-houkoku 00002.html



一般社団法人 東海労働経済研究所 代表理事 小栗 利治 (前愛知紛争調整委員会委員)

少子化加速 年金財政に暗雲

人口減少に耐える会社(昨12月号) 総人口減少時代と雇用(2月号)

人口減少時代における雇用をテーマに上記の とおり本紙に掲載させていただいた。

「人口が減少することは、国力が小さくなることである」と筆者は考えている。また企業が成り立たなくなることでもあると思料している。

かつて日本は、昭和20年(1945年)に、いつの間にか、世界に知られた国々から、戦争を布告されて大敗した。

思えば昭和12年に支那(中国)に戦いをい どみ、昭和16年に大国アメリカ、イギリス等、 多数の国々と戦いを交え、日本全国が焼野原と なってしまった。つまり大敗したのである。

その間でも日本は「生よ、殖せよ」と出産を 奨励し、人口が増大していった。

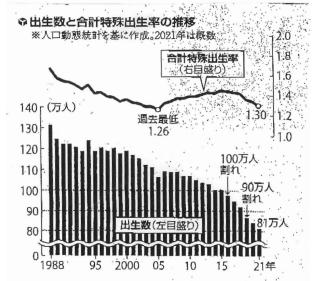
6月25日の読売新聞報道に右記の図が示されている。

新聞は「厚生労働省が7月3日に公表した2021年の人口動態統計(概数)では、日本人の出生数が約81万人となり、最去最小を更新した。国の将来推計人口よりも、6~7年早いペースと報じている。人口の急減である」。

更に、出産との結びつきの強い婚姻数が減少 していることなどから、出産数の影響が中長期 に及ぶとしていた。つまりますます人口減少が 訪れると言う次第。

ひるがえって私の少年時代

「生よ、殖せよ」と、どこの家庭でも子だく



○人口動態統計の出生数は将来推計を下回っている

-	、将来推計人口	人口動態統計	差•
2017年。	》。95.2万人	94.6万人	№ 0.6万人
2018年	92.8	91.8	▶ 1.0
2019年	90.4	86.5	¥ 39 €
2020年	- 88.6	84.0	¥ 4.6
2021年	., *	81.1	3 58 = 5
2027年	81.4	∦ 推計より6~7章	F早いペース
2028年	80.9		

※人口動態統計(21年は概数)と国立社会保障・人口問題 研究所の将来推計人口(17年推計、中位)を基に作成

○政府の少子化対策のための主な取り組み

- ◆育児休業の拡充
- ◆保育施設の増設
- ◆幼児教育、高等教育の無償化
- ◆奨学金の拡充
- ◆結婚の支援
- ◆不妊治療の保険適用
- ◆こども家庭庁を設置予定

さん、「貧乏人の子だくさん」と言っていたものだった。

然し、敗戦後の日本は教育制度が充実し、ほとんどの普通の健康状態の子なら、幼稚園または保育園から小学校→中学校→高等学校→大学と進むのが当たり前となったので、ほとんどの親は吾が児を1人及至2人位にとどめ、3人の子供を抱える家庭は子だくさんの家族構造となってしまった。学費の相当額が家庭の負担となっていた。

更に前掲新聞報道は続く。

「人口動態統計によると、21年の出生数は前年比3.5%減の81万1601人。1人の女性が生涯に産む子どもの数の推計値である。「合計特殊出生率」も0.3ポイント減の1.30と過去4番目に低い水準だった」とある。

更に「21年は15~49歳の女性が前年より約44万人も減少していたところに、コロナ禍による出産。 婚姻控えが加わって、少子化を加速させた」と言っている。

戦争に負けた日本

本執筆中、日本は参議院議員選の最中であるが、日本の岸田総理大臣は G7 の会合で国を離れている。 主要な国の代表がロシアの「ウクライナ」侵略をテーマとするものであろうか。

いつの間にやら、日本はさきの戦いで、大敗した国が G7、つまり世界の大国にのし上っていたのである。

この国日本が大国で居続けるとすれば

出産奨励の政策を打ち出す

又は

外国人の入国を今以上に拡大し、アメリカのような合衆国の道を選ばなければならないだろうと思われる。ところが、それが可能かが問われる。

また前掲「政府の少子化対策のための主な取り組み」を着実に実行していくことも大切である。

この日本の国土は日本人の国土である。日本人の繁栄が大切。前記の如き合衆国の道を日本は選んで居る訳ではない。

最後に、望んで、日本人は悲観ばかりする必要はなかろう。

日本中が先の大戦で廃墟と化したにもかかわらず、極めて短い期間に、産業活動が旺盛な日本に生れ 変った。日本人は能力の高さを忘れてはならないのだ。

安心して子供を生み、育て、ご先祖にむくい、元気に頑張って生きていることを、ご先祖に、見届けてもらわなければなるまい。

安城支部

《会社概要》

企業名 株式会社 増田組

代表者 代表取締役 増田 竜也

所 在 地 安城市池浦町池西 188-3

創業昭和44年8月2日

事業内容 総合建設業

従業員数 14 名(2022 年 8 月 31 日現在) U R L http://www.masuda-z.co.jp



《企業理念》

「人々に生活の豊かさ・便利さをお届けし、社会を支える」

創業以来、地元・安城市を中心に総合建設業を営み、信頼を築いてまいりました。

品質の良い工事を提供し多くのお客様に満足していただくとともに、社員の物と心の両面の幸福を追求し、継続的な革新と進化、利益ある成長と貢献、かつ環境に配慮した施工を行うことにより、環境と調和した豊かな社会の形成に貢献することを目標とし、公共工事、民間工事等を通じて、地域の産業や経済の発展に深く貢献しています。

《主要な業務》

当社の業務は、道路・舗装工事や河川工事、上下水道工事といった土木工事を中心とし、土木施工管理技士を始め、各種の資格を持った経験豊富な技術者集団として多くの実績を有します。徹底した工期スケジュール管理のもと、高品質かつ迅速な工事が強みです。また、下水道工事に伴うリフォーム、宅内排水設備工事等の一般工事にも対応し、土木工事以外のニーズにも対応しています。



▲道路・舗装工事



▲土木工事(排水路)



▲河川工事(堤防)



▲土木工事(用水路)



▲土木工事(遊歩道)



▲水道工事

「業務改善助成金」のご案内

業務改善助成金(通常コース)のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金(通常コース)は、事業場内で最も低い資金(事業場内最低資金)の引き上げ、設備投 資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス 総染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けら れています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひこ

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます 新型コロナの影響で素ト声等が減小した事業をはない。

新型コロナの影響で元工高寺か減少しに事業者か特例を受けやすくなります				
(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的更限に より利益率*が簡年同月に比べ396ポイント以上低下した事業 着」を特例の対象手業者に追加します。 *光上線料線率はたは死上線医解料線等(申請す3万月のうちの任意の1ヵ月の 影響線率なた返去線の音像を表現でなった事)			
(b) 売上高等が減少している 事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少して いる事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅 : [30%] → 「15%] ・売上高の比較対象期間: [2年前まで] → 「3年前まで」			
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分を利用できます。			
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万			

引き上げられます

円以下」

2. 取低負金が低い事業有べの助成率か						
事業場内最低 賃金	助成率	生産性*要件を 満たした事業者 の助成率				
900円以上	3/4	4/5				
900円未満	4/5	9/10				



※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加 価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性 と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水 準を超えている場合等に、加算して支給されます。 事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃 金引き上げ労働者数10人以上の助成上限 額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



業務改善助成金(特例コース)のご案内

対象期間延長とともに 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少し た中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象 に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃 上 げ 対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。 賃金引き上げ類が30円に潜水ない場合でも、申請時までに近って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた 場合は30円以上の引き上げがされたのとして取り扱います。 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

2. 対象にある事	に付き加入し、助成平り引き上げより
助成対象事業者 の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率*が前 年同月に比べ5%ポイント以上低下 した事業者」を追加します。 ※売上高総料益率または売上高営業料益率(令和3年4月から令和4年12月のうち、任意 の1ヵ月の総料益または営業等組合金額を売上高で除した事)
売上高等の 比較対象期間 見直し	先上高等が30%以上減少した事業者の先上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前:令和3年4月から[令和3年12月まで] 見直し後:令和3年4月から [令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで 、3年前まで に変更
助成率の 引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に 引き上げます。

対象となる事業者(事業場) 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上 減少している事業者
 - ・比較する赤上高等の生産指標: 令和3年4月~令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値 ・比較対象期間: 前年、前々年または3年前の同期
 - ② 原材料質の高騰など社会から、経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち 任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者
- ◆ 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること 引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること 就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと 生産性向上に役立ご設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費(関連する経費)がある場合は、その費用も支払う必要があります。

各コースの概要

※申請期限:令和5年1月31日

A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
		1人	3 0万円	ĺ
		2~3人	5 0万円	
30円コース	30円以上	4~6人	7 0万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上**	120万円	
		1人	45万円	1
		2~3人	70万円	以下の要件を両方満
45円コース	45円以上	4~6人	100万円	たす事業場
		7人以上	150万円	• 事業場内最低賃金
		10人以上**	180万円	と地域別最低賃金
60円コース	60円以上	1人	60万円	の差額が30円以内
		2~3人	90万円	・事業場規模100人
		4~6人	150万円	以下
		7人以上	230万円	
		10人以上**	300万円	
90円コース		1人	90万円	
	90円以上	2~3人	150万円	
		4~6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の③、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。 ①資金要件:事業場内最低資金920円未満の事業場 ②生産量要件:

連盟単作: 本上部や生産型などの事業活動を示す指標の歯近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、 15%以上減少している事業者 機能温熱等要件: 原材料機の両胞など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の羽益率が 3%ポイント以上低下している事業者

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。 事業完了の期限は、**令和5(2023)年3月31日**です。

日本政策金融公庫では、事業場内最低資金の引き上げに取り組む方に、設備資金や 連転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



-お問い合わせ -

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター 電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)** です

厚生労働省

(R4.9.1)

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満:4/5 920円以上:3/4

벬	助成对象						
	A	生産向上等に資する 設備投資等	機械設備*1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など *1:PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員了人以上又は車両 本体価格200万円以下の自動車なども対象(自動車は乗車定員 11人以上から販売)				
	В	業務改善計画に計上された 関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設 など				

※2:「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する 交付中請曹・事業等施計画なるを提出する ・提出先:事業場所在地を管轄する都道府県 労働局 雇用環境・均等部(室) ・締め切り:令和5(2023)年1月31日(火) 申請期限を起席する場合は、別途封知6日とます。 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を 様でする場合が知ります。



助成額の上限

引き上げる 労働者数	上限額
1人	30万円
2人~3人	5 0 万円
4人~6人	70万円
7人以上	100万円

日本政策会融公庫では、事業場内最低賃金の引 き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転 資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金 融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署: 各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター 電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15) その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)**です



^{ঔ厚生労働省} 愛知労働局

愛知県最低賃金は ^{愛知労働} 令和4年10月1日から

31 Pup

時間額 986 円

に改正されます。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、



お問合せ先:電話0120-366-440 [受付時間] 平日8:30~17:15 (業務改善助成金コールセンター)



労災保険実務講習会開催について

1. **日 時** 2022 年 11 月 15 日(火) 13:30~15:00 (予定)

2. 会場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール

(刈谷市恩田町1丁目157番地 電話:0566-24-1841)

3. 定 員 80名(先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加者は1事業所1名

でお願いいたします。当日のお席は指定席とさせていただきます)

4. 次 第

1)挨拶(一社)刈谷労働基準協会

神谷労災部会長

刈谷労働基準監督署

橋本署長

2)説 明 「労災保険と他保険との調整について」

刈谷労働基準監督署

稲葉労災課長

「治療と仕事の両立支援」(仮題)

愛知産業保健総合支援センター 早川保健師

5. 参加費 無料(非会員の方も無料です)

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科(日)	実 技(日)	子什云物	天1又云吻	文神件
	ガス溶接作業主任者	12月14日	12月17日	ポーラビル	トヨタ教育センター	13,780 円
技	乾燥設備作業主任者	12月1・2日		ポーラビル		13,450 円
能	鉛 作 業 主 任 者	12月20・21日		ポーラビル		13,060 円
講習	ショベルローダ等運転	12月5日	12月6·7 8·9日	曲五丁类(种)	ポリテクセンター	53,370 円
自		12月5日	12月12·13 14·15日	豆加工未燃		
	はい作業主任者	12月14・15日		日本特殊陶業市民会館		12,895 円
特別教育	ダイオキシン	12月22日		ポーラビル		8,600 円
	建築物石綿含有調査者	12月7·8日		国際会議場		45,280 円
そ	医苯物 4 种 占 有 嗣 笙 有	12月22・23日				45,200 🖂
の	マスクフィットテスト実施者	12月14日		名古屋市公会堂		26,080 円
他	局所排気装置自主検査者	12月12・13日	12月14日	ポーラビル	ポーラビル	C2 000 III
			12月15日			63,000 円

会 報

会報のバックナンバーを刈谷労働基準協会ホームページにて掲載しております。 https://www.kariya-rouki.or.jp 是非ご覧ください。

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会 場	会費 会員 非会員	
技	31H フォークリフト	(学) 11月4日 (実) 11月5·6·12日 (学) 12月2日 (実) 12月3·4·10日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
	プレス機械作業主任者	11月7·8日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円	
	酸欠·硫化水素危険 作 業 主 任 者	11月28・29・30日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円	
能	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	11月14・15日 満席	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
講		12月22・23日 満席	あいち産業科学技術総合センター		
	有機溶剤作業主任者	11月9·10日 12月12·13日 満席	あいち産業科学技術総合センター	13,98	30 円
習		12月12:13日 席	竜美丘会館	12,98	80 円
	石綿作業主任者	12月7・8日 満席	あいち産業科学技術総合センター	14,24	40 円
	機械研削といし	11月10・11日 満席	あいち産業科学技術総合センター	14,200 円	17,200 円
	プレス金型取替調整	12月8・9日	あいち産業科学技術総合センター	14,200 円	17,200 円
特	ア ー ク 溶 接	12月15・16・24日	あいち産業科学技術総合センター	20,000 円	23,000 円
別	粉じん	11月8日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円
教	産業用ロボット	(学) 12月14·15日 (実) 12月16日 (学) 12月14·15日 (実) 12月24日 篇	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
育	低 圧 電 気 (実技7H含む)	(学) 11 月 24 日 (実) 11 月 25 日 (学) 12 月 20 日 (実) 12 月 21 日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
	フルハーネス型 墜 落 制 止 用 器 具	11月18日	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
27	職長教育(製造業)	11月21・22日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
その他	職長教育(建設業)	11月21・22日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
他の教育	有機溶剤業務従事者 労働衛生教育	11月21・22日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
F	衛生推進者養成講習	12月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,850 円	

[※]会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。 https://www.kariya-rouki.or.jp

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会 場	会費	
两 白 石			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	11月16日	刈谷商工会議所	16,830 円	18,700 円

時 日

2022年10月14日(金)

13:30 ~ 15:30 (開場 13:00)

場 会

● ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 小ホール(5階)

(名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

YouTube によるライブ配信も行います。

参加費

無料

「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」 テーマ

- 開会あいさつ
- 事例報告

『企業のための産業保健トリセツ ~導入から具体例まで~ 』

• 株式会社なごや産業医事務所

代表取締役 新井 孝典 氏

『産業保健師から見た産業保健』

• 豊田安全衛生マネジメント株式会社

健康推進部・保健師 宇都宮 友美 氏

プログラム ● パネルディスカッション

『「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」に向けて 』

パネリスト

• 株式会社なごや産業医事務所

代表取締役 新井 孝典 氏

• 豊田安全衛生マネジメント株式会社

健康推進部・保健師 宇都宮 友美 氏

コーディネーター

• 愛知労働局労働基準部健康課長

井奥 善久

主

催

愛知労働局 愛知県 名古屋市 (独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター (公社)愛知労働基準協会 愛知 THP 推進協議会



■ 右の二次元コードから Web にアクセスの上、お申し込みください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/sangyohoken_forum2022.html

■ 申込期限:令和4年10月7日(金) まで

ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、Web のみとさせていただきます。
- 受付完了画面若しくは、お申込み完了メールを印刷し、当日お持ちください。
- お問い合わせ: 愛知労働局 労働基準部 健康課 TEL:052-972-0256

新型コロナウイルス感染リスク低減対策として、会場では次の対応をお願いします。

- マスクの着用をお願いします
- 大声での会話はお控えください。
- ▼大声での会話はお控えください。
 ■会場入口で体温測定をお願いしております。決められた入口からのみ入場をお願いします。
 ■受付前で手指消毒をお願いしております。 受付及び退場時には手指消毒をお願いします。
 (アルコール消毒ができない場合にはお申し出ください。)
 ■ホール内の座席は「指定席」です。 受付でお渡しする「座席指定票」に記載された座席におかけください。
 口ビーの椅子等に着席される場合には、間隔を空けておかけください。
 接触確認アブリの導入にご協力ください。

- - アンドロイド端末
 - https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar
 - i O S (iPhone 等) 端末 https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458

iPhone の方はこちら





Android の方はこちら





詳しくはこちら

厚生労働省 ウェブサイト



雇用環境・均等部指導課からのお知らせ

令和4年10月1日付けで、「**産後パパ育休」(出生時育児休業)、「育児休業の分割取得」**などが盛り込まれた改正育児介護休業法の第2弾が施行されます。事業場のみなさまにおかれましては、改正内容をご理解の上、適切な対応をよろしくお願いいたします。

指導課では改正内容の一層の周知をはかるため、啓発動画と労働者向けリーフレットを下記のとおり 作成いたしましたので、社員教育等にご利用ください。

●啓発動画

愛知労働局 YouTube チャンネル





●労働者向けリーフレット

愛知労働局 ホームページ







育児・介護休業法等均等関係法令セミナーを開催します

令和4年4月1日から段階的に施行され、10月1日には男性の育児休業に着目した大きな改正がなされた育児・介護休業法。また、令和4年4月1日に企業規模を問わず適用がなされた労働施策総合推進法など、今旬な均等関係法令のWEBセミナーを開催し、法解説と実践の両側面からアプローチします。お早めにお申し込みください!!

◆改正育児・介護休業法&労働施策総合推進法 (パワハラ) セミナー

日 時:令和4年11月14日(月) ①午前の部10:00-12:00 ②午後の部14:00-16:00

方 法:YouTube ライブ配信によるオンライン開催

申込方法:愛知労働局 HP から (二次元バーコード)

申込締切: 令和 4 年 11 月 10 日休 17:15

【問い合わせ先:愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 052-857-0312】

協費 第73回 全国第個街经週目

本週間 10月1日~7日 準備期間9月1日~30日 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場



アイシンは、挑む。 "移動"に感動を、未来に笑顔を。





ONE! JTEKT

Koyo、TOYODA、JTEKTは、すべてのブランドを JTEKT に統一。

世界のくらしに笑顔を届けたい

人々のくらしに寄り添い、 お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



プトヨワ車体 TOYOTA AUTO BODY



豐田自動織機 www.toyota-shokki.co.jp





協費 第73回 全国第個街经週間

本週間 10月1日~7日 準備期間9月1日~30日 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場



QUALITY OF TIME AND SPACE

すべてのモビリティーに"上質な移動空間"を

76 H37紡織









Aichi Quality 安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地 TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081 http://www.kurotaseiko.co.jp



協賞 第73回 全国第順街等週間

本週間 10月1日~7日 準備期間9月1日~30日 あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場



株式会社豊田自動織機グループ

株式会社サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください

〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F

TEL:0566-25-2258

E-mail: sv_bousai@sunvalley-e.co.jp





作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定なら ぜひ当社にお任せ下さい!

[環境事業部] 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1 TEL 0566-22-2114 担当:安間大剛(だいごう)



小林クリエイト株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

(五葉

www.kondo.jp

(株)近藤組

●住宅リフォーム事業

- ●土木事業 ●建築事業 ●舗装事業 ●住宅事業
- ●都市開発事業

●環境機器事業 (株)プラスワン

新日産業(株) ●損害保険代理事業 ●省エネ関連商材販売

●自動車部品事業 ●建設・パーキング事業 ●工作機器事業 ●エクステリア事業

エナジーK(株)

●太陽光発電事業

近藤工業(株)

「人」と「技術」のインテグレーション

自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】 配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】 ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】 自動車・治工具部品の熱処理なら当社にお任せください!

栄熱処理工業株式会

代表取締役社長 黒田 栄一 〒448-0033 刈谷市丸田町2丁目28番地 TEL 0566-21-5161 FAX 0566-23-5579 http://sakae-netsu.jp

工場設備のトータルプランナー企業

HIC 豊安工業株式会社

472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40 TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321

http://www.e-houan.co.jp/

工場メンテナンスのエキスパート



中一建設工業株式会社

本社 愛知県知立市内幸町加藤 7 5 番地 〒472-0042

Nakagawa Mold & Design. Inc.

中川工業株式会社



1. 精密鋳造用の木型

樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造 2. スタンピング型及び簡易プレス型の

2. ヘタンピング型及い前あブレヘ型の 設計・開発及び製造 3. スタンピング型及び簡易プレス型による 樹脂、金属プレス成形品の製造 4. 鋳造用砂型・部品の設計・開発及び製造

5. 検査治具の設計・開発及び製造 ISO9 0 01:2008

ISO14001:2004 認証取得 http://www.nakagawa-kk.co.jp/ 世界にはばたく総合物流企業



〒446-8540 愛知県安城市三河安城町一丁目4番地4 TEL 0566-73-5600 FAX 0566-73-5606 http://www.karitsu.co.jp

全 緑十 年 2 月 12 18 14 16 25 26 22 23 24 30 無災害 緑 不休災害 黄 休業災害 赤

労働安全衛生保護具環境測定機器販売

⊕シマツ株式会社

TEL 0566 24-1050 労働衛生コンサルタント

産 業 医 学 研 究 所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒 444—0052 愛知県岡崎市康生町 631 番地 ロイヤルシティ岡崎公園 1202 号室 TEL (0564) 21—0050 FAX (0564) 21—0025 E-mail: hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社 名古屋五城エイジェンシーオフィス 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー 刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



Trend Co.,Ltd.

www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して 全ての人が持っている能力と可能性を発掘し 夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング 外国人労働者・技術者派遣事業 特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7

Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

をがうなどはできたり安全は創業との意思 70周年特設サイト MIDORI ANZEN



【 ミドリ安全のご紹介 】





明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
 - ☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
 - ・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所(名古屋三井ビルディング新館3階)

お申し込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願 い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03) • 作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

-般財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部

名古屋市南区浜中町1-5-1 **5** 052-602-4747 FAX 052-602-6821

《四大定期刊行誌》

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56.000+税

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25.715+税

単行本

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、 告示等に加え、新たに発出された主な 行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/15,000円+税

購読会員への特典

- 定期付録の発行

- ●社内研修等への講師の派遣

◎労働基準調査局とは カ関本学祠耳河 (株)労働調査会中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエフビル2F TEL 052 (211) 2073

● 労務相談室の無料利用 ● 労務関係資料の無料提供

刷集 (株)刈渡